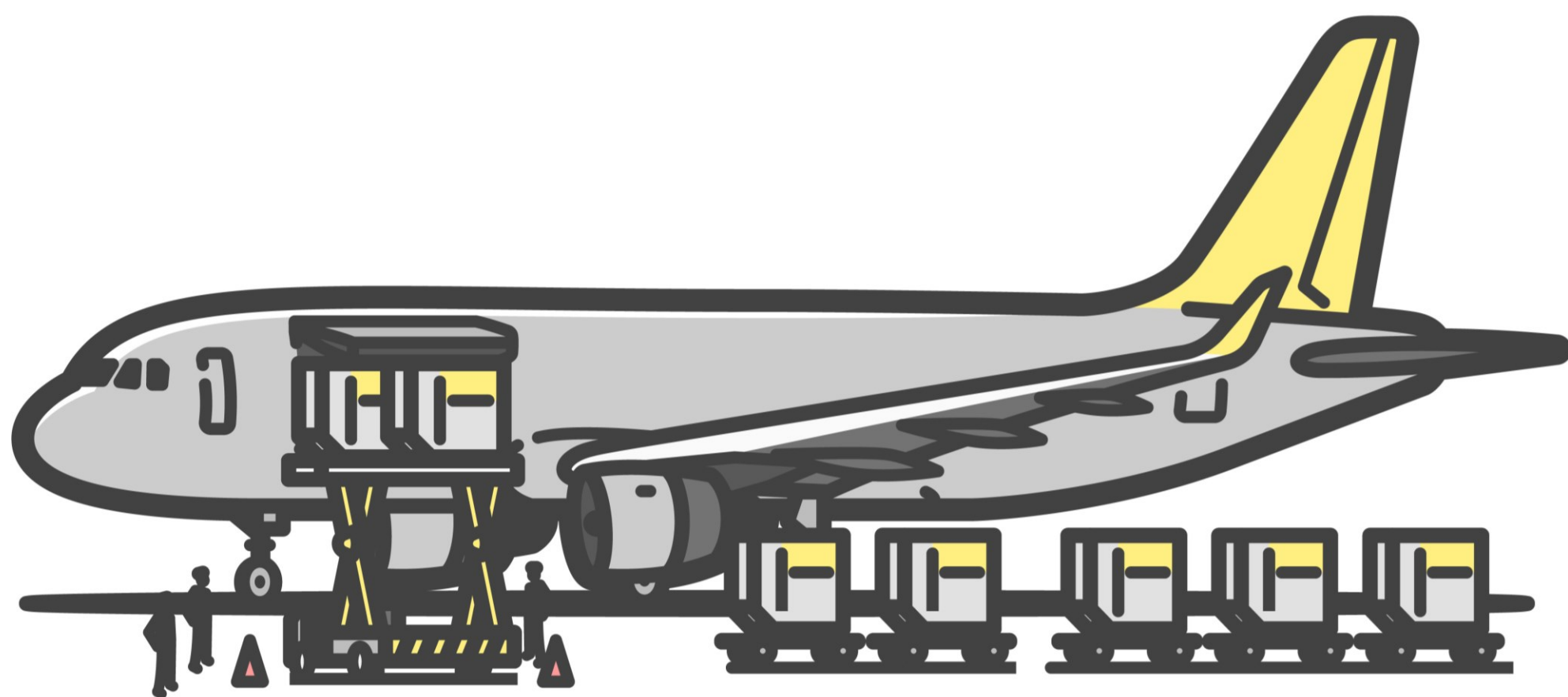


事業者向け

航空分野(空港グラウンドハンド リング区分)における 特定技能外国人受入・定着 導入マニュアル



【基礎編】

I.日本で就業可能な在留資格の紹介	P3
II.特定技能制度の紹介	P3-4
III.試験合格～就業するまでのステップ	P5-7
IV.特定技能外国人の雇用における注意点	P8
V.登録支援機関の活用	P9
VII.在留資格申請に必要な書類手続き	P10-11

【採用編】

I.外国人材と働くための心構え	P13
II.募集・面談時の対応	P14
III.受入前の準備・対応（チェックシートの活用）	P15

【実践編】

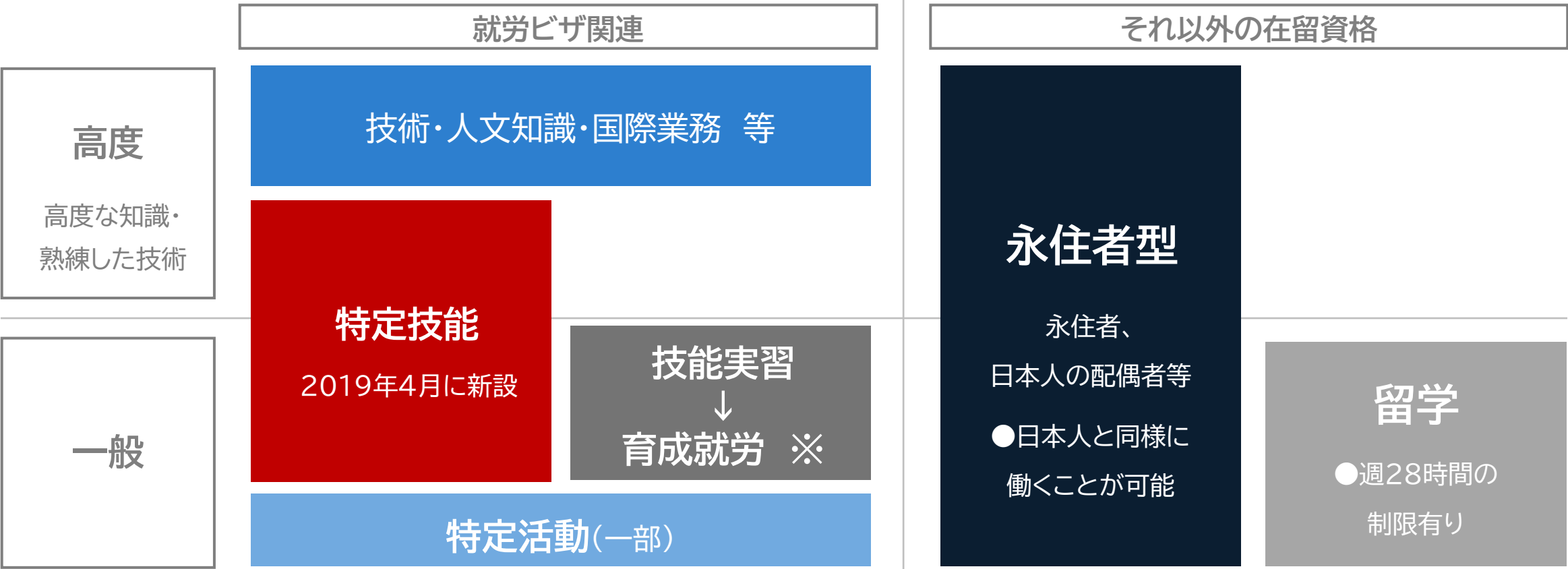
I.外国人材との関係性構築	P17
II.日本語や業務研修を実施するうえでの工夫	P18
III.業務上必要になる車両免許について	P19
IV.（付録）行政サポートの活用	P20
V.（付録）空港グランドハンドリング用語集	P21
VI.（付録）特定技能制度説明用リーフレット	P22-25

- I.日本で就業可能な在留資格の紹介
- II.特定技能制度の紹介
- III.試験合格～就業するまでのステップ
- IV.特定技能外国人の雇用における注意点
- V.登録支援機関の活用
- VII.在留資格申請に必要な書類手続き



まずは、特定技能制度を説明する前に、外国人材が日本国内で働く事の出来る在留資格を紹介します。
在留資格の種類によって、日本で働ける期間や就業時間に制限がありますので覚えておくようにしましょう。

●外国人が日本で就業可能となる在留資格



※技能実習は2027年を目途に、育成就労へ見直し予定

特定技能制度とは

日本の労働市場における人手不足は深刻化しており、経済・社会基盤の持続的な発展を阻害する可能性が出てきているため、**生産性向上や国内人材確保のための取組を行ってもなお人材の確保が困難な状況にある産業分野**において、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れていく制度です。
【今回ご紹介する航空分野も特定技能での就業は可能です】

POINT 空港グランドハンドリング業務では**国内労働者だけでは、人材確保することが難しく、その背景からも特定技能制度は注目されています。**

●【参考】特定技能における受入れ分野（16分野）

※黄色い塗りつぶしは2024年3月に新たに追加

介護	宿泊	ビルクリーニング	外食業	自動車整備	航空	農業	漁業
飲食料品製造業	工業製品製造業	建設	造船・船用工業	自動車運送業	鉄道	林業	木材産業

●特定技能1号および2号について

「特定技能」には、2種類の在留資格があります。「特定技能1号」は、特定産業分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格であり、「特定技能2号」は、特定産業分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格です。

在留資格	特定技能第1号	特定技能第2号
在留期間	上限5年	更新回数に制限なし
技能水準	試験等で確認	試験等で確認
日本語能力水準	試験等で確認	試験等での確認は不要
家族の帯同	不可	要件を満たせば可能（配偶者・子）
受入れ機関、または登録支援機関による支援	対象	対象外

II. 特定技能制度のご紹介

航空分野は「**空港グランドハンドリング**」と「**整備**」に分かれており、それぞれ違った技能評価試験となっておりますが、今回は「**空港グランドハンドリング**」の内容を紹介致します。

● 特定技能試験について

特定技能制度の試験については①日本語能力と②技能評価試験の2種があり、それぞれを定められている合格要件を満たす必要があります。

日本語能力試験

日本語能力試験JLPT(N4以上)又は、 JFT-Basic国際交流基金日本語基礎テストA2相当以上への合格

技能評価試験

筆記試験（概ね30問程度の○×方式又は選択式）と実技試験（写真・イラスト等を用いた判断等試験）でそれぞれ正答率が65%以上【特定技能1号の場合】

● 空港グランドハンドリング業務の技能評価試験サンプル問題

特定技能評価試験サンプル問題（航空分野：空港グランドハンドリング）

ランプ安全に係る例題		正解
例題 1	動いているジェット・エンジンの前方は危険である。	○
航空保安に係る例題		正解
例題 2	ランプバス(標準 IDカード)は、他人に貸してもよい。	×
航空機構造に係る例題		正解
例題 3	航空機は大きさや形状のため、機敏な動きができない。	○
客室内清掃に係る例題		正解
例題 4	"SAFETY INSTRUCTION" には、サービスに係ることが書いてある。	×

航空手荷物に係る例題		正解
例題 5	図 1 のタグが付いた手荷物を搭載する航空会社名を、英語で答えなさい。	JAPAN AIRLINES
航空貨物に係る例題		正解
例題 6	図 2 のタグが付いた貨物は、壊れやすい物が入っているので、注意して取り扱う。	○



図 1



図 2

空港グランドハンドリング業務の試験日や会場については、日本航空技術協会（JAEA）のホームページにて紹介しております。（<https://exam.jaea.or.jp/>）

● 日本語能力試験JLPT（N4）サンプル問題

N4

言語知識（文字・語彙）1 [漢字読み]

_____のことは ひらがなで どう かきますか。1・2・3・4から いちばん いい ものを ひとつ えらんで ください。

あには バスで 会社に 通って います。

1 むかって

2 かよって

3 わたって

4 もどって

つぎへ

N4

言語知識（文字・語彙）2 [表記]

_____のことは どう かきますか。1・2・3・4から いちばん いい ものを ひとつ えらんで ください。

ふねで にもつを おくります。

1 近ります

2 逆ります

3 辺ります

4 送ります

まえへ

つぎへ

N4

言語知識（文字・語彙）3 [文脈規定]

()に なにを いれますか。 1・2・3・4から いちばん いい ものを ひとつ えらんで ください。

スーパーで もらった ()を 見ると、何を 買ったか わかります。

1 レジ

2 レシート

3 おつり

4 さいふ

まえへ

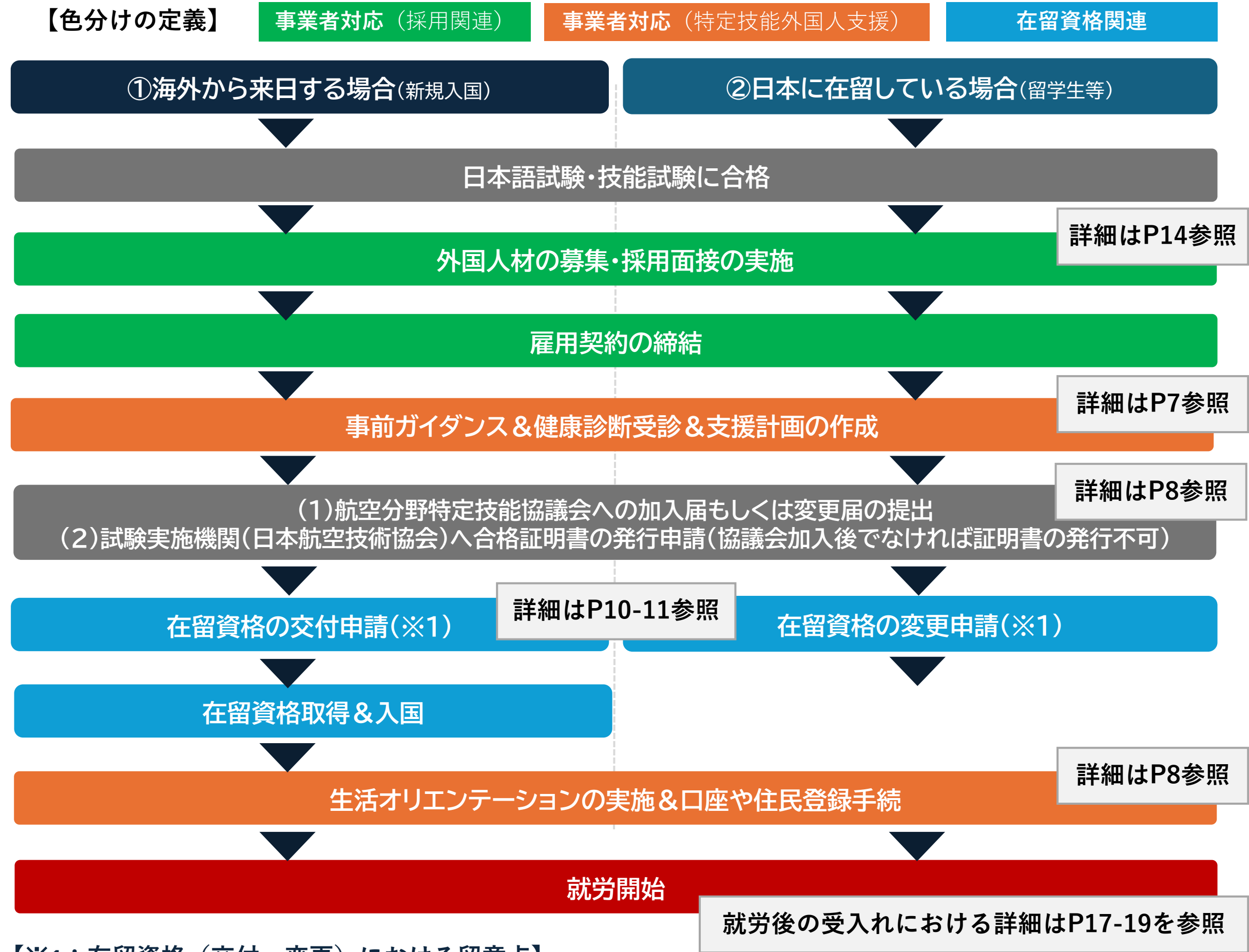
つぎへ

日本語能力試験JLPTのその他サンプル問題は、日本語能力試験JLPTのホームページにて紹介しております。（<https://www.jlpt.jp/samples/forlearners.html>）

III.試験合格～就業するまでのステップ

●試験合格から就業開始するまでのステップ

ここでは、試験を合格した外国人材がどのようなステップで就業開始出来るのかをご紹介します。
就業を開始するまでには大きく2つの流れがあり、①海外から、特定技能の在留資格をもって新規に日本で就労する場合と、②日本国内で技能実習や留学といった別の在留資格を変更して就労する場合があります。
それぞれのパターンによって、ステップが若干異なりますので以下のステップを確認ください。



【※1：在留資格（交付・変更）における留意点】

在留資格の申請は、原則外国人本人が地方出入国在留管理局に対して行う必要がありますが、受入れ機関が地方局長から申請等取次者として承認を受けた場合は、取次ぎが可能です。

受入れ機関（※2）として外国人材を雇用する場合には、省令等で定められた基準を満たす必要があります。
また、特定技能制度の特徴の1つとして、受入れ機関は特定技能外国人に対して、日本で生活するための各種支援を実施する必要があります。（ステップに記載の「支援計画の作成」）
具体的な内容はP7に記載致しますのでご確認ください。

【※2：受入れ機関とは】

受入れ機関とは、**特定技能所属機関**とも呼ばれ、特定技能外国人を実際に受け入れ、支援する企業・個人事業主等のことです。受入れ機関は、雇用する外国人材と雇用契約（「特定技能雇用契約」）を結びます。

■ III. 試験合格～就業するまでのステップ

✓ 特定技能外国人を雇用する際の留意点

- ・技能試験及び日本語試験の合格前に内定を出すことも可能です。
(基本的には各試験の合格後に雇用契約を締結するケースが一般的です)
- ・特定技能雇用契約を締結した上で、受験することも出来ますが、
各試験に合格しなければ、**受入れが認められないこと**に留意してください。

受入れ機関としての基準

- (1) 外国人と結ぶ雇用契約が適切であること
⇒特定技能外国人の報酬や勤務時間等の労働条件が日本人と同等であること
- (2) 受入れ機関自体が健全・適切であること
⇒法令等を遵守し、「禁固以上の刑に罰せられた者」等の欠格事由に該当しないこと
- (3) 外国人材を支援する体制があること
- (4) 外国人を支援する計画が適性であること

受入れ機関としての義務

- (1) 外国人と結んだ雇用契約を履行すること
- (2) 外国人への支援を適切に実施すること
⇒支援については、登録支援機関に委託も可（登録支援機関についてはP9で説明）
- (3) 出入国在留管理庁及びハローワークへの各種届出
(受入れ決定後は両機関に対して届出が必要になりますP10-11参照)

航空分野における受入れ機関に対して課す条件

- (1) 空港管理者により空港管理規則に基づく当該空港における構内営業承認等を受けた事業者
若しくは航空運送事業者であること
- (2) 国土交通省が設置する協議会に参加し、必要な協力を行うこと（協議会についてはP8で説明）
- (3) 国土交通省等が行う調査や指導に対し、必要な協力を行うこと
- (4) 1号特定技能外国人支援計画の実施を委託するに当たっては、上記（2）及び（3）の条件を満たす登録支援機関に委託すること

● 特定技能外国人への支援計画について

特定技能外国人支援計画の作成

受入れ機関は、外国人材が特定技能での活動を安定的かつ円滑に行うことが出来るようにするための**職業上・日常生活上、社会生活上の支援を実施**するとともに、支援計画を作成し、当該計画に基づいた支援を実施する義務があります。

【支援計画の主な記載事項】

- (1) 支援責任者、支援担当者の氏名及び役職・連絡先等
- (2) 登録支援機関情報（登録支援機関に委託する場合）※
- (3) 次項に記載する10項目

※登録支援機関は特定技能制度を活用するうえでも重要な要素であるため、**「V.登録支援機関の活用（P9）」**で詳細を説明します。

事前ガイダンスとは

在留資格の申請書類（在留資格認定証明書交付申請または在留資格変更許可申請）の申請前に雇用契約締結にあわせて、**労働条件・業務内容・担当者情報・入国手続、保証金徴収の有無等**について、対面もしくはオンライン（テレビ電話等）で説明すること

POINT

事前ガイダンスでは上記の内容に加え、**企業としての社風や特色**を伝え、**外国人材が安心して働けるよう説明**することが重要です。また労働条件として外国人材が気にする**休暇に関する企業ルール**も共有してあげるようにしましょう。

-支援計画に記載する10項目-

①事前ガイダンス	☑ 上記記載の内容を参照
②出入国する際の送迎	☑ 入国時に空港等と事業所又は住居への送迎 ☑ 帰国時に空港の保安検査場までの送迎・同行
③住居の確保 生活に必要な契約支援	☑ 社宅の貸与や連帯保証人としての対応 ☑ 銀行口座の開設・携帯電話やライフライン（電気・ガス）の手続サポート
④生活オリエンテーション	☑ 円滑に社会生活を送れるよう日本のルールやマナー（ごみの分別など）、公共機関の利用方法や連絡先、災害時の対応などの説明
⑤公的手続等への同行	☑ 必要に応じて市役所当での公的機関での手続（住民登録や税金対応）への同行や書類作成のサポート
⑥日本語学習への機会提供	☑ 日本語教室等の入学案内、日本語学習教材の情報提供等
⑦相談・苦情への対応	☑ 職場や生活上の相談・苦情等について、外国人材が十分に理解することが出来る言語での対応、内容に応じて必要な助言や指導の実施
⑧日本人との交流促進	☑ 自治会等の地域住民との交流の場、地域のお祭りなどの行事案内や参加の補助等
⑨転職支援 （人員整理等の場合）	☑ 受入側の都合により、雇用契約を解除する場合の転職先を探す手伝いや、推薦状の作成、求職活動を行うための休暇付与を実施
⑩定期的な面談	☑ 支援責任者や担当者が外国人材およびその上司と定期的に面談し、（3カ月に1回以上）勤務状況等を確認

受入機関が実施する支援計画の作成および実施については義務的支援となっており必ず、対応しなければならないので内容を把握できるようにしましょう。また当該支援業務は登録支援機関に支援計画の全部または一部を委託することが可能です。（この点も「**V.登録支援機関の活用（P9）**」で詳細をご説明します。）

■IV.特定技能外国人の雇用における注意点

特定技能制度の活用については、IIIで説明した受入れ機関としての基準・義務や、支援計画以外にもいくつかの留意事項があります。IVではその他の留意事項について説明致します。

分野別協議会について

特定技能外国人を受入れるすべての受入れ機関は、国土交通省航空局が設置する協議会の構成員になることが求められます。協議会は、国土交通省航空局、受入れ機関、業界団体、その他関係省庁等で構成され、各地域の事業者が特定技能外国人を受入れられるよう、制度や情報の周知、法令順守の啓発等を行います。

空港グランドハンドリングに係る協議会は、国土交通省航空局航空ネットワーク部航空ネットワーク企画課が事務局となっております。加入手続の詳細や情報周知についてはホームページを参照ください
(https://www.mlit.go.jp/koku/koku_fr19_000011.html)

特定技能外国人受入の届出

受入れ機関・登録支援機関は、出入国在留管理庁に対し、各種届出を随時又は定期に行わなければなりません。

【受入れ機関の届出】

●随時の届出

- ・ 特定技能雇用契約及び登録支援機関との支援委託契約に係る変更、終了、新たな契約の締結に関する届出
- ・ 支援計画の変更に係る届出
- ・ 特定技能外国人の受入れ困難時の届出
- ・ 出入国又は労働関係法令に関する不正行為等を知った時の届出
- ・ 外国人を雇い入れた時または離職した時に氏名や在留資格等の情報を届出（地方出入国在留管理局でなくハローワークに届け出ること）

●定期の届出

- ・ 特定技能外国人の受入れ状況や活動状況に関する届出
- ・ 支援計画の実施状況に関する届出

【登録支援機関の届出】

●随時の届出

- ・ 登録の申請事項の変更の届出
- ・ 支援業務の休廃止又は再開の届出

●定期の届出

- ・ 支援業務の実施状況等に関する届出



POINT

誤って虚偽の届出等してしまうと場合によっては指導・罰則の対象となってしまいます。書類に不備が無いよう記入見本等も確認しながら、注意して作成しましょう。

V.登録支援機関の活用

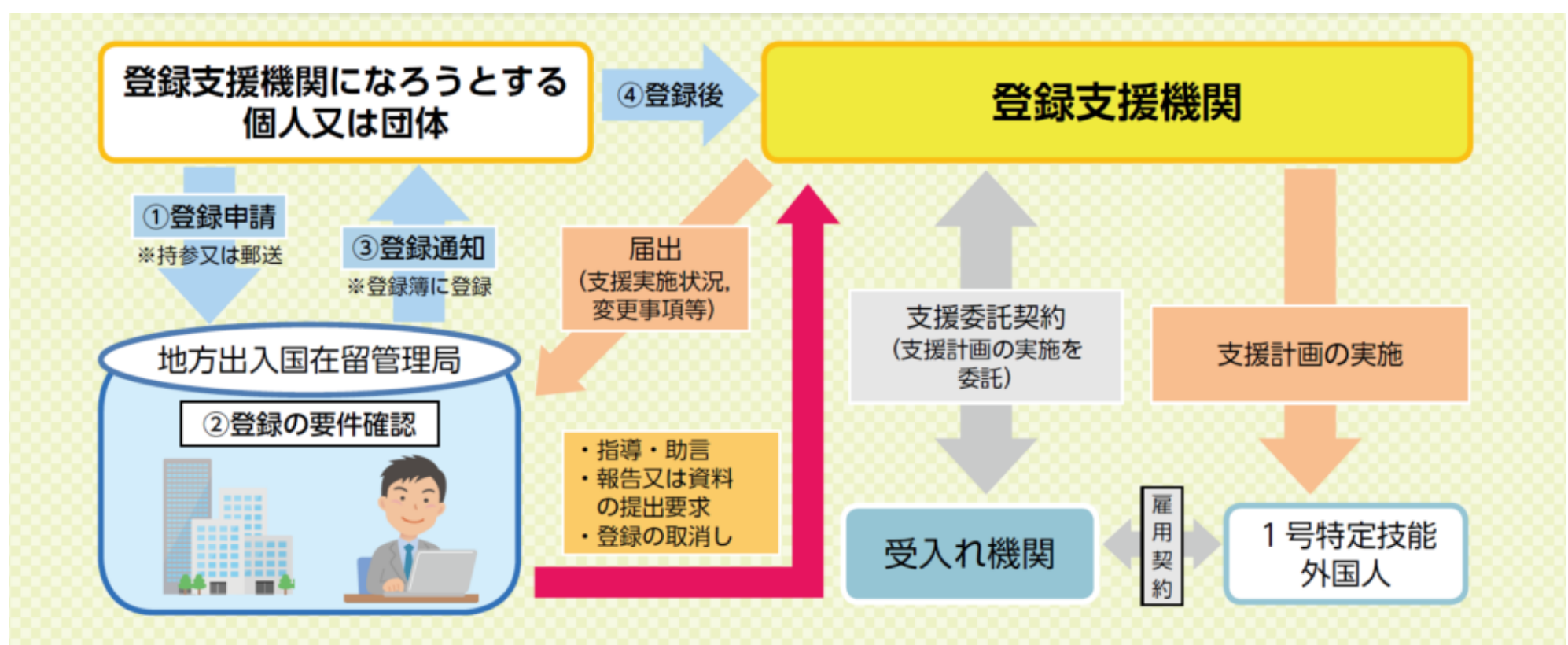
登録支援機関について

登録支援機関とは、**特定技能外国人の受入れにあたり、受入れ機関に代わって支援計画の作成や支援を行う機関**です。

受入れ機関は、さきに説明した通り特定技能外国人への支援を実施しなければなりませんが、当該支援業務については、登録支援機関に支援計画の全部又は一部を委託することもできます。

登録支援機関に支援計画の全部の実施を委託した場合は、**受入れ機関が満たすべき支援体制を満たしたものとみなされます**。（登録支援機関は、委託を受けた支援業務の実施を更に委託することはできません）

登録支援機関を活用する場合は、業務委託のための契約を結び、出入国在留管理庁長官の登録を受ける必要があります。



登録支援機関の義務

図のとおり、登録支援機関は受入れ機関に代わって支援を実施するため、受入れ機関同様に義務があります。

- （１）外国人への支援を適切に実施すること
- （２）出入国在留管理庁への各種届出を行うこと

登録を受けた機関は、「登録支援機関登録簿」に登録され、出入国在留管理庁ホームページに掲載されるため、以下のサイトで登録支援機関を確認することも可能です。

https://www.moj.go.jp/isa/applications/ssw/nyuukokukanri07_00205.html

POINT

すでに特定技能外国人を活用している多くのグランドハンドリング事業者が登録支援機関を活用しております。支援計画の作成だけでなく、実際の支援対応も実施してくれるため、活用することで円滑な特定技能外国人の受入れが推進出来ます。

POINT

支援内容にある「住環境の整備」は外国人を受け入れてくれる不動産会社の選定や交渉も必要になります。登録支援機関を活用することで機関のネットワークを活かしたサポートを受けることも出来ます。

■ VI.在留資格申請に必要な書類手続き

外国人材の方が特定技能の在留資格の許可を受ける場合には、次の書類が必要となります。

- 在留資格許可申請書（受入れ機関・外国人材それぞれが作成します）
- 技能水準・日本語能力水準に関する書類
- 労働条件に関する書類
- 特定技能外国人の支援計画に関する書類
- 会社概要資料・保険・税金に関する書類

特定技能外国人の在留関連の申請書・記載例は出入国在留管理庁のホームページで案内しております
<https://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/index.html>

在留資格申請はオンラインによる申請も可能です。状況に応じてオンラインも活用しましょう
<https://www.moj.go.jp/isa/applications/online/onlineshinsei.html>

※在留資格の申請は**新規で申請する場合（在留資格認定証明書交付申請）**と**変更で申請する場合（在留資格変更許可申請）**によって申請様式が異なりますので注意して申請するようにしましょう

POINT

在留資格の申請は現状多くの外国人材が手続きをしているため、**審査が完了するまで一定の期間を見込む必要**があります。就業開始出来るタイミングを判断するため、余裕をもって申請出来るようにしましょう。

出入国在留管理庁では、**四半期に一度在留審査処理にかかる平均日数を公表**しております。
以下のホームページを参考に事前に平均日数を確認して対応できるようにしましょう。
https://www.moj.go.jp/isa/applications/resources/nyuukokukanri07_00140.html

エリア別問合せ先

官署名	住所	連絡先
法務省出入国在留管理庁 総務課広報係	東京都千代田区霞が関1-1-1	03-3580-4111 (内線：2737)
札幌出入国在留管理局 総務課	北海道札幌市中央区大通西12 札幌第三合同庁舎	011-261-7502
仙台出入国在留管理局 総務課	宮城県仙台市宮城野区五輪1-3-20 仙台第二法務合同庁舎	022-256-6076
東京出入国在留管理局 総務課	東京都港区港南5-5-30	03-5796-7250
東京出入国在留管理局 横浜支局総務課	神奈川県横浜市金沢区鳥浜町10-7	045-769-1720
名古屋出入国在留管理局 受入れ・共生関係 審査管理部門 在留資格「特定技能」関係 就労審査第二部門	愛知県名古屋市港区正保町5-18	審査管理部門 052-559-2112 就労管理部門 052-559-2114
大阪出入国在留管理局 総務課	大阪府大阪市住之江区南港北1-29-53	06-4703-6377（代）
大阪出入国在留管理局 神戸支局総務課	兵庫県神戸市中央区海岸通29 神戸地方合同庁舎	078-391-6377
広島出入国在留管理局 就労・永住審査部門	広島県広島市中区上八丁堀2-31 広島法務総合庁舎内	082-221-4412（代）
高松出入国在留管理局 総務課	香川県高松市丸の内1-1 高松法務合同庁舎	087-822-5852
福岡出入国在留管理局 総務課	福岡県福岡市中央区舞鶴3-5-25 福岡第一法務総合庁舎	092-717-5420
福岡出入国在留管理局 那覇支局審査部門	沖縄県那覇市樋川1-15-15 那覇第一地方合同庁舎	098-832-4186

外国人在留総合 インフォメーションセンター

出入国在留管理庁では、
入国手続や在留手続等に関する各
種の手続きに際しては、
窓口を設置しています。

上記のエリア別出入国在留管理庁
とあわせてこちらの窓口も
活用しましょう。

電話番号：0570-013904
(平日 8:30～17:15)

メールアドレス：
info-tokyo@i.moj.go.jp

11

【在留資格申請書類のリンク一覧】

- 別記第六号の三様式（第六条の二関係）
申請人等作成用 1

(表)

日本国政府決着書

在留資格認定証明書交付申請書

法務大臣殿

出入国管理及び難民認定法第7条の2の規定に基づき、次のとおり同法第7条第1項第2号に掲げる条件に適合している旨の証明書の交付を申請します。

写真

1 国籍・地域

フィリピン

2 生年月日

1991 年 1 月 1 日

3 氏名

KOU OTUHEI

4 性別

男

5 出生地

中国 〇〇省〇〇市

6 配偶者の有無

有・無

7 職業

溶接工

8 本国における居住地

〇〇省〇〇市〇〇区〇〇路〇〇号

9 日本における連絡先

〇〇県〇〇市〇〇1-1 〇〇アパート101号室

電話番号

△△△-〇〇〇-××××

携帯電話番号

090-〇〇〇〇-××××

10 旅券 (1)番号

G123456789

(2)有効期限

20△△ 年 ×× 月 〇〇 日

11 入国目的 (次のいずれか該当するものを選んでください。)

☐ I「教授」

☐ I「教育」

☐ J「芸術」

☐ J「文化活動」

☐ K「宗教」

☐ L「報道」

☐ L「企業内転勤」

☐ L「研究(転勤)」

☐ M「経営・管理」

☐ N「研究」

☐ N「技術・人文知識・国際業務」

☐ N「介護」

☐ N「技能」

☐ N「特定活動(研究活動等)」

☒ V「特定技能(1号)」

☐ V「特定技能(2号)」

☐ O「興行」

☐ P「留学」

☐ Q「研修」

☐ Y「技能実習(1号)」

☐ Y「技能実習(2号)」

☐ Y「技能実習(3号)」

☐ R「家族滞在」

☐ R「特定活動(研究活動等家族)」

☐ R「特定活動(EPA家族)」

☐ R「特定活動(本邦大学卒業生)」

☐ T「日本人の配偶者等」

☐ T「永住者の配偶者等」

☐ T「定住者」

☐ U「高度専門職(1号-I)」

☐ U「高度専門職(1号-ロ)」

☐ U「高度専門職(1号-ハ)」

☐ U「その他」

12 入国予定年月日

20△△ 年 ×× 月 〇〇 日

13 上陸予定港

成田空港

14 滞在予定期間

1年間

15 同伴者の有無

有・無

16 査証申請予定地

マニラ

17 過去の出入国歴

有・無

(上記で「有」を選択した場合)

回数 1 回 直近の出入国歴

20△△ 年 ×× 月 〇〇 日 から 20△△ 年 ×× 月 〇〇 日

18 過去の在留資格認定証明書交付申請歴

有・無

(上記で「有」を選択した場合) 回数 1 回 (うち不交付となった回数) 0 回

交通違反等による処分を含みます。

19 犯罪を理由とする処分を受けたことの有無 (日本国外におけるものを含む。)

有 (具体的内容) 有・無

20 退去強制又は出国命令による出国の有無

有・無

(上記で「有」を選択した場合) 回数 回 直近の退去歴

年 月 日

21 在日親族(父・母・配偶者・子・兄弟姉妹・祖父母・叔(伯)父・叔(伯)母など)及び同居者

有 (「有」の場合は、以下の欄に在日親族及び同居者を記入してください。)

有・無

続柄	氏名	生年月日	国籍・地域	同居予定の有無	勤務先名称・通学先名称	在留カード番号 特別永住者証明書番号
				有・無		
				有・無		
				有・無		
				有・無		

申請人等作成用 2 V (「特定技能(1号)」・「特定技能(2号)」)

①技能水準及び日本語能力水準を試験により証明する場合

22 特定技能所属機関

(1)氏名又は名称

株式会社 〇〇工業

(2)住所(所在地)

△△県〇〇市××1-1-1

電話番号

△△-×××-〇〇〇

23 技能水準

■分野別運用方針に定める評価方法による証明

■試験による証明

合格した試験名

製造分野特定技能1号評価試験(機械金属加工)

受験地

☐ 日本国内

☒ 日本国外(国名: フィリピン)

☐ 日本国内

☐ 日本国外(国名:)

☐ その他の評価方法による証明

24 日本語能力(「特定技能1号」での入国を希望する場合)

■分野別運用方針に定める評価方法による証明

■試験による証明

合格した試験名

国際交流基金日本語基礎テスト

受験地

☐ 日本国内

☒ 日本国外(国名: フィリピン)

☐ 日本国内

☐ 日本国外(国名:)

☐ その他の評価方法による証明

25 良好に修了した技能実習2号(上記23, 24において技能実習2号を良好に修了を選択した場合に記入)

(1)職種・作業(技能実習法施行規則別表第2の職種・作業を記入)

職種

試験等により技能水準等を証明する場合は記載不要です。

良好に修了したことの証明

☐ 3級の技能検定又はこれに相当する技能実習評価試験の実技試験の合格による証明

☐ 実習状況に関する書面による証明 (複数ある場合には(2)に記入)

(2)職種・作業(技能実習法施行規則別表第2の職種・作業を記入)

職種

作業

良好に修了したことの証明

☐ 3級の技能検定又はこれに相当する技能実習評価試験の実技試験の合格による証明

☐ 実習状況に関する書面による証明

26 申請時における特定技能1号での通算在留期間(過去の在留歴を含む。「特定技能1号」での入国を希望する場合に記入)

年 月

0 年 0 月
- 申請フォーマットイメージ

(参考画像は「在留資格認定証明書交付申請書」)

- I.外国人材と働くための心構え
- II.募集・面談時の対応
- III.受入前の準備・対応（チェックシートの活用）



外国人材と働くための心構えを企業として準備することも重要です。
以下に受入れ前の理解すべきポイントを記載致します

- ① 企業として日本人従業員と同様に外国人材を従業員として受け入れる
- ② 外国人材は“単なる労働力”として捉えないよう理解する
- ③ 国が違えば、文化・風習も異なるという「異文化」を理解する
- ④ 外国人の正しい受入れを実現すべく、制度を知識として理解する

POINT

外国人材も日本で働くことに期待しながらも、知り合いもない知らない土地で働くことに大きな不安を感じています。まずは少しでも不安を払拭できるよう、積極的なコミュニケーションと企業として歓迎することを心がけましょう

●入社前と入社後にギャップを感じさせないための対応

外国人材も日本人同様に入社前と入社後にギャップを感じることで早期の離職や、本人たちのモチベーション低下にもつながってしまいます。
さきに説明した事前ガイダンスや面接時には、正確な労働条件や魅力を伝えてあげるようにしましょう。

正確な労働条件

- ・ 業務内容詳細・職場環境
- ・ 社風・就業場所へのアクセス
- ・ 業務場所の気候や環境
- ・ 給与や休暇、福利厚生について
- ・ 企業としてのアピールポイント
- ・ 会社概要 等

魅力につながる訴求

- ・ 業績の評価制度
- ・ キャリアパス
- ・ 地域としての特徴
- ・ 休日の過ごし方
- ・ 教育/サポート体制
- ・ 身につくスキル
- ・ 近隣施設の情報 等

※正確な労働条件だけでなく魅力につながる訴求の双方を説明することが重要です

【伝える際の具体例】

- ・ 社宅の近隣はスーパーが徒歩5分のところになりドラックストアが徒歩10分のところにあります（この際に坂道が多いといったようなリアルな情報もあわせて説明）
- ・ 社宅の地域はお好み焼きという日本料理が有名で、小麦粉やキャベツを使って作る料理です

（言葉だけでは伝わらない場合もあるので写真等のビジュアルで伝えられると尚良いです）

POINT

ギャップを感じさせないための対応は本人への影響だけでなく、その外国人材からの友人紹介等の評価にも大きく影響いたします。こういった将来を見据えた対応がより効果的な外国人材活用へと導きます。

● 特定技能制度における募集について

受入れ機関は直接採用活動を行うか、**職業紹介機関（送り出し機関）**を活用し、**採用活動を実施**します。
国内に在留する外国人材の採用であれば、ハローワーク等を通じて採用することも可能です。

また、出入国在留管理庁では「特定技能制度」で就労を希望する外国人と、特定技能外国人の雇用を希望する企業に対するマッチング支援として、随時国内マッチングイベントを開催しています。

【出入国在留管理庁が主催するイベント情報】 <https://www.moj.go.jp/isa/policies/ssw/matching.html>

また、航空分野では日本航空技術協会にて「**特定技能外国人の雇用を希望する企業情報**」の公開も実施しておりますので希望される企業は情報掲載することが可能です https://exam.jaea.or.jp/?page_id=30

※情報掲載を希望する場合は国土交通省航空局 航空ネットワーク部 ネットワーク企画課へお問合せください

POINT

採用活動には様々な手法がありますが、初回の受入時は自社だけでの対応では苦戦することもあるのでまずは**登録支援機関や送り出し機関に相談しながらそこからの人材紹介も視野にいれて**対応しましょう

● 外国人材の面接対応について

【日本語コミュニケーション能力の確認】
特定技能外国人の場合、日本語能力試験に合格してはいますが**試験だけでは実際のコミュニケーション能力は測れない**ため、面接時に確認するようにしましょう。
また言語能力は読み・書きによって個人差もあるため、双方に企業としての基準を作り、本人たちのスキルが可視化できるような体制を作ります

<日本語会話能力>		<日本語読書能力>	
5	自然な受け答え/ネイティブレベル	5	優れている。書籍等で私用される文法、語彙力等の理解力がある
4	割と自然な受け答え。 苦にならないがイントネーションが気になる。	4	日常に問題ないレベル
3	意思疎通はできるが、文法誤りなどあり	3	日常的に私用する読み書き、語彙力を有する。 文法に誤りあり
2	あいさつや簡単な日常会話程度	2	簡単な文章程度。単語間違いで意味を形成できない等あり
1	意思疎通が困難	1	意思疎通が困難

POINT

上記のようにコミュニケーション能力を可視化することによって、今後の**日本語教育における指導ポイントの明確化**等につながっていきます

- 【その他面接における工夫】
- ①**質問事項は事前にリストアップしておき、可能であれば事前に外国人材へ共有**
 - ②**職場や周辺環境に関する情報共有は写真や動画も活用し「視覚的」に伝える**
 - ③**面接を担当する方も「やさしい日本語」を意識し、外国人材に伝わる日本語を理解する**

※やさしい日本語に関するガイドラインは出入国在留管理庁のホームページでも掲載していますので参考にしてください。 (https://www.moj.go.jp/isa/support/portal/plainjapanese_guideline.html)

■III.受入前の準備・対応（チェックシートの活用）

ここまでの説明で特定技能制度の概要、募集・採用における留意点、特定技能制度での申請書類について説明してきました。次に受入れ前の準備について説明します。
特定技能制度ではさきに説明したとおり、**支援計画を作成し運用していく、担当者等を選定**するといった制度ならではの対応も必要なため、**受入のための準備状況を可視化するチェックシートを作成**するのがおすすめです。

参考資料：受入れ準備状況チェックシート

対応状況	No.	項目	実施可否	対応予定日	担当者	内容（実施方法、実施頻度など）	備考
	1	日本語学習のサポート					
	推奨	1-1	日報・作業報告書	○	2023/9/30	□□	＜目的＞日本語能力の向上 ①記入内容の添削をしてあげると、日本語能力の向上にも役立つ ②負担が集中しないよう、教育担当以外の方も含めてより多くの方で対応するのも良いです。 ＜例＞ ・仕事内容の報告、仕事の気付きや不明点、感想等を記入 ・確認者は、内容の確認、対応とともに日本語の添削を行う ＜実施時期＞ 入国後～
	必須	1-2	内定者定期面談（内定から入国まで）	○	8月1日～9月30日	□□ △△	※詳細は、別途＜内定者定期面談＞資料をご参照ください。 ＜目的＞ ①関係性の構築②リアルティショックの抑止③日本語能力の維持、向上 ＜例＞ ・方法：Zoom、もしくはteams ・月2回程度、1回30分～1時間程度（目安） ・参加者：内定者全員、教育担当者や既存社員 ＜実施時期＞ 内定受諾後から入国するまでの間

参考資料のように日本語教育・生活サポート等の大分類に合わせて対応する項目を記載。
企業としての対応方法と予定日を記載することで一元的な管理が可能です。

（登録支援機関に委託する場合も、同様にチェックシート内にその旨を記載することで分担して対応する場合も確認がしやすくなります）

●生活環境の受入準備について

生活環境の準備も受入チェックシートにて管理が必要ですが住環境の準備については、外国人材側も重要視することが多いので以下のリストも是非参考にしてください。

●これらの資料はすべて厚生労働省のホームページよりダウンロードが可能です
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/index_00008.html

生活備品準備リスト

※いずれも、中古可。動・サイズには、人数・部屋数や使い方を考慮ください。

品名	必要数	備品	必要数	備品	必要数
1. 冷蔵庫	1台	2. 洗濯機	1台	3. 炊飯器	1台
4. 電子レンジ	1台	5. 食器洗浄機	1台	6. 掃除機	1台
7. 布団	1組	8. 枕	1個	9. 椅子	1個
10. 机	1台	11. 照明	1個	12. 換気扇	1台
13. 洗濯槽	1台	14. 乾燥機	1台	15. 冷蔵庫	1台
16. 電子レンジ	1台	17. 食器洗浄機	1台	18. 掃除機	1台
19. 布団	1組	20. 枕	1個	21. 椅子	1個
22. 机	1台	23. 照明	1個	24. 換気扇	1台
25. 洗濯槽	1台	26. 乾燥機	1台	27. 冷蔵庫	1台
28. 電子レンジ	1台	29. 食器洗浄機	1台	30. 掃除機	1台
31. 布団	1組	32. 枕	1個	33. 椅子	1個
34. 机	1台	35. 照明	1個	36. 換気扇	1台
37. 洗濯槽	1台	38. 乾燥機	1台	39. 冷蔵庫	1台
40. 電子レンジ	1台	41. 食器洗浄機	1台	42. 掃除機	1台
43. 布団	1組	44. 枕	1個	45. 椅子	1個
46. 机	1台	47. 照明	1個	48. 換気扇	1台
49. 洗濯槽	1台	50. 乾燥機	1台	51. 冷蔵庫	1台
52. 電子レンジ	1台	53. 食器洗浄機	1台	54. 掃除機	1台
55. 布団	1組	56. 枕	1個	57. 椅子	1個
58. 机	1台	59. 照明	1個	60. 換気扇	1台
61. 洗濯槽	1台	62. 乾燥機	1台	63. 冷蔵庫	1台
64. 電子レンジ	1台	65. 食器洗浄機	1台	66. 掃除機	1台
67. 布団	1組	68. 枕	1個	69. 椅子	1個
70. 机	1台	71. 照明	1個	72. 換気扇	1台
73. 洗濯槽	1台	74. 乾燥機	1台	75. 冷蔵庫	1台
76. 電子レンジ	1台	77. 食器洗浄機	1台	78. 掃除機	1台
79. 布団	1組	80. 枕	1個	81. 椅子	1個
82. 机	1台	83. 照明	1個	84. 換気扇	1台
85. 洗濯槽	1台	86. 乾燥機	1台	87. 冷蔵庫	1台
88. 電子レンジ	1台	89. 食器洗浄機	1台	90. 掃除機	1台
91. 布団	1組	92. 枕	1個	93. 椅子	1個
94. 机	1台	95. 照明	1個	96. 換気扇	1台
97. 洗濯槽	1台	98. 乾燥機	1台	99. 冷蔵庫	1台
100. 電子レンジ	1台	101. 食器洗浄機	1台	102. 掃除機	1台
103. 布団	1組	104. 枕	1個	105. 椅子	1個
106. 机	1台	107. 照明	1個	108. 換気扇	1台
109. 洗濯槽	1台	110. 乾燥機	1台	111. 冷蔵庫	1台
112. 電子レンジ	1台	113. 食器洗浄機	1台	114. 掃除機	1台
115. 布団	1組	116. 枕	1個	117. 椅子	1個
118. 机	1台	119. 照明	1個	120. 換気扇	1台
121. 洗濯槽	1台	122. 乾燥機	1台	123. 冷蔵庫	1台
124. 電子レンジ	1台	125. 食器洗浄機	1台	126. 掃除機	1台
127. 布団	1組	128. 枕	1個	129. 椅子	1個
130. 机	1台	131. 照明	1個	132. 換気扇	1台
133. 洗濯槽	1台	134. 乾燥機	1台	135. 冷蔵庫	1台
136. 電子レンジ	1台	137. 食器洗浄機	1台	138. 掃除機	1台
139. 布団	1組	140. 枕	1個	141. 椅子	1個
142. 机	1台	143. 照明	1個	144. 換気扇	1台
145. 洗濯槽	1台	146. 乾燥機	1台	147. 冷蔵庫	1台
148. 電子レンジ	1台	149. 食器洗浄機	1台	150. 掃除機	1台
151. 布団	1組	152. 枕	1個	153. 椅子	1個
154. 机	1台	155. 照明	1個	156. 換気扇	1台
157. 洗濯槽	1台	158. 乾燥機	1台	159. 冷蔵庫	1台
160. 電子レンジ	1台	161. 食器洗浄機	1台	162. 掃除機	1台
163. 布団	1組	164. 枕	1個	165. 椅子	1個
166. 机	1台	167. 照明	1個	168. 換気扇	1台
169. 洗濯槽	1台	170. 乾燥機	1台	171. 冷蔵庫	1台
172. 電子レンジ	1台	173. 食器洗浄機	1台	174. 掃除機	1台
175. 布団	1組	176. 枕	1個	177. 椅子	1個
178. 机	1台	179. 照明	1個	180. 換気扇	1台
181. 洗濯槽	1台	182. 乾燥機	1台	183. 冷蔵庫	1台
184. 電子レンジ	1台	185. 食器洗浄機	1台	186. 掃除機	1台
187. 布団	1組	188. 枕	1個	189. 椅子	1個
190. 机	1台	191. 照明	1個	192. 換気扇	1台
193. 洗濯槽	1台	194. 乾燥機	1台	195. 冷蔵庫	1台
196. 電子レンジ	1台	197. 食器洗浄機	1台	198. 掃除機	1台
199. 布団	1組	200. 枕	1個	201. 椅子	1個
202. 机	1台	203. 照明	1個	204. 換気扇	1台
205. 洗濯槽	1台	206. 乾燥機	1台	207. 冷蔵庫	1台
208. 電子レンジ	1台	209. 食器洗浄機	1台	210. 掃除機	1台
211. 布団	1組	212. 枕	1個	213. 椅子	1個
214. 机	1台	215. 照明	1個	216. 換気扇	1台
217. 洗濯槽	1台	218. 乾燥機	1台	219. 冷蔵庫	1台
220. 電子レンジ	1台	221. 食器洗浄機	1台	222. 掃除機	1台
223. 布団	1組	224. 枕	1個	225. 椅子	1個
226. 机	1台	227. 照明	1個	228. 換気扇	1台
229. 洗濯槽	1台	230. 乾燥機	1台	231. 冷蔵庫	1台
232. 電子レンジ	1台	233. 食器洗浄機	1台	234. 掃除機	1台
235. 布団	1組	236. 枕	1個	237. 椅子	1個
238. 机	1台	239. 照明	1個	240. 換気扇	1台
241. 洗濯槽	1台	242. 乾燥機	1台	243. 冷蔵庫	1台
244. 電子レンジ	1台	245. 食器洗浄機	1台	246. 掃除機	1台
247. 布団	1組	248. 枕	1個	249. 椅子	1個
250. 机	1台	251. 照明	1個	252. 換気扇	1台
253. 洗濯槽	1台	254. 乾燥機	1台	255. 冷蔵庫	1台
256. 電子レンジ	1台	257. 食器洗浄機	1台	258. 掃除機	1台
259. 布団	1組	260. 枕	1個	261. 椅子	1個
262. 机	1台	263. 照明	1個	264. 換気扇	1台
265. 洗濯槽	1台	266. 乾燥機	1台	267. 冷蔵庫	1台
268. 電子レンジ	1台	269. 食器洗浄機	1台	270. 掃除機	1台
271. 布団	1組	272. 枕	1個	273. 椅子	1個
274. 机	1台	275. 照明	1個	276. 換気扇	1台
277. 洗濯槽	1台	278. 乾燥機	1台	279. 冷蔵庫	1台
280. 電子レンジ	1台	281. 食器洗浄機	1台	282. 掃除機	1台
283. 布団	1組	284. 枕	1個	285. 椅子	1個
286. 机	1台	287. 照明	1個	288. 換気扇	1台
289. 洗濯槽	1台	290. 乾燥機	1台	291. 冷蔵庫	1台
292. 電子レンジ	1台	293. 食器洗浄機	1台	294. 掃除機	1台
295. 布団	1組	296. 枕	1個	297. 椅子	1個
298. 机	1台	299. 照明	1個	300. 換気扇	1台
301. 洗濯槽	1台	302. 乾燥機	1台	303. 冷蔵庫	1台
304. 電子レンジ	1台	305. 食器洗浄機	1台	306. 掃除機	1台
307. 布団	1組	308. 枕	1個	309. 椅子	1個
310. 机	1台	311. 照明	1個	312. 換気扇	1台
313. 洗濯槽	1台	314. 乾燥機	1台	315. 冷蔵庫	1台
316. 電子レンジ	1台	317. 食器洗浄機	1台	318. 掃除機	1台
319. 布団	1組	320. 枕	1個	321. 椅子	1個
322. 机	1台	323. 照明	1個	324. 換気扇	1台
325. 洗濯槽	1台	326. 乾燥機	1台	327. 冷蔵庫	1台
328. 電子レンジ	1台	329. 食器洗浄機	1台	330. 掃除機	1台
331. 布団	1組	332. 枕	1個	333. 椅子	1個
334. 机	1台	335. 照明	1個	336. 換気扇	1台
337. 洗濯槽	1台	338. 乾燥機	1台	339. 冷蔵庫	1台
340. 電子レンジ	1台	341. 食器洗浄機	1台	342. 掃除機	1台
343. 布団	1組	344. 枕	1個	345. 椅子	1個
346. 机	1台	347. 照明	1個	348. 換気扇	1台
349. 洗濯槽	1台	350. 乾燥機	1台	351. 冷蔵庫	1台
352. 電子レンジ	1台	353. 食器洗浄機	1台	354. 掃除機	1台
355. 布団	1組	356. 枕	1個	357. 椅子	1個
358. 机	1台	359. 照明	1個	360. 換気扇	1台
361. 洗濯槽	1台	362. 乾燥機	1台	363. 冷蔵庫	1台
364. 電子レンジ	1台	365. 食器洗浄機	1台	366. 掃除機	1台
367. 布団	1組	368. 枕	1個	369. 椅子	1個
370. 机	1台	371. 照明	1個	372. 換気扇	1台
373. 洗濯槽	1台	374. 乾燥機	1台	375. 冷蔵庫	1台
376. 電子レンジ	1台	377. 食器洗浄機	1台	378. 掃除機	1台
379. 布団	1組	380. 枕	1個	381. 椅子	1個
382. 机	1台	383. 照明	1個	384. 換気扇	1台
385. 洗濯槽	1台	386. 乾燥機	1台	387. 冷蔵庫	1台
388. 電子レンジ	1台	389. 食器洗浄機	1台	390. 掃除機	1台
391. 布団	1組	392. 枕	1個	393. 椅子	1個
394. 机	1台	395. 照明	1個	396. 換気扇	1台
397. 洗濯槽	1台	398. 乾燥機	1台	399. 冷蔵庫	1台
400. 電子レンジ	1台	401. 食器洗浄機	1台	402. 掃除機	1台
403. 布団	1組	404. 枕	1個	405. 椅子	1個
406. 机	1台	407. 照明	1個	408. 換気扇	1台
409. 洗濯槽	1台	410. 乾燥機	1台	411. 冷蔵庫	1台
412. 電子レンジ	1台	413. 食器洗浄機	1台	414. 掃除機	1台
415. 布団	1組	416. 枕	1個	417. 椅子	1個
418. 机	1台	419. 照明	1個	420. 換気扇	1台
421. 洗濯槽	1台	422. 乾燥機	1台	423. 冷蔵庫	1台
424. 電子レンジ	1台	425. 食器洗浄機	1台	426. 掃除機	1台
427. 布団	1組	428. 枕	1個	429. 椅子	1個
430. 机	1台	431. 照明	1個	432. 換気扇	1台
433. 洗濯槽	1台	434. 乾燥機	1台	435. 冷蔵庫	1台
436. 電子レンジ	1台	437. 食器洗浄機	1台	438. 掃除機	1台
439. 布団	1組	440. 枕	1個	441. 椅子	1個
442. 机	1台	443. 照明	1個	444. 換気扇	1台
445. 洗濯槽	1台	446. 乾燥機	1台	447. 冷蔵庫	1台
448. 電子レンジ	1台	449. 食器洗浄機	1台	450. 掃除機	1台
451. 布団	1組	452. 枕	1個	453. 椅子	1個
454. 机	1台	455. 照明	1個	456. 換気扇	1台
457. 洗濯槽	1台	458. 乾燥機	1台	459. 冷蔵庫	1台
460. 電子レンジ	1台	461. 食器洗浄機	1台	462. 掃除機	1台
463. 布団	1組	464. 枕	1個	465. 椅子	1個
466. 机	1台	467. 照明	1個	468. 換気扇	1台
469. 洗濯槽	1台	470. 乾燥機	1台	471. 冷蔵庫	1台
472. 電子レンジ	1台	473. 食器洗浄機	1台	474. 掃除機	1台
475. 布団	1組	476. 枕	1個	477. 椅子	1個
478. 机	1台	479. 照明	1個	480. 換気扇	1台
481. 洗濯槽	1台	482. 乾燥機	1台	483. 冷蔵庫	1台
484. 電子レンジ	1台	485. 食器洗浄機	1台	486. 掃除機	1台
487. 布団	1組	488. 枕	1個	489. 椅子	1個
490. 机	1台	491. 照明	1個	492. 換気扇	1台
493. 洗濯槽	1台	494. 乾燥機	1台	495. 冷蔵庫	1台
496. 電子レンジ	1台	497. 食器洗浄機	1台	498. 掃除機	1台
499. 布団	1組	500. 枕	1個	501. 椅子	1個
502. 机	1台	503. 照明	1個	504. 換気扇	1台
505. 洗濯槽	1台	506. 乾燥機	1台	507. 冷蔵庫	1台
508. 電子レンジ	1台	509. 食器洗浄機	1台	510. 掃除機	1台
511. 布団	1組	512. 枕	1個	513. 椅子	1個
514. 机	1台	515. 照明	1個	516. 換気扇	1台
517. 洗濯槽	1台	518. 乾燥機	1台	519. 冷蔵庫	1台
520. 電子レンジ	1台	521. 食器洗浄機	1台	522. 掃除機	1台
523. 布団	1組	524. 枕	1個	525. 椅子	1個
526. 机	1台	527. 照明	1個	528. 換気扇	1台
529. 洗濯槽	1台	530. 乾燥機	1台	531. 冷蔵庫	1台
532. 電子レンジ	1台	533. 食器洗浄機	1台	534. 掃除機	1台
535. 布団	1組	536. 枕	1個	537. 椅子	1個
538. 机	1台	539. 照明	1個	540. 換気扇	1台
541. 洗濯槽	1台	542. 乾燥機	1台	543. 冷蔵庫	1台
544. 電子レンジ	1台	545. 食器洗浄機	1台	546. 掃除機	1台
547. 布団	1組	548. 枕	1個	549. 椅子	1個
550. 机	1台	551. 照明	1個	552. 換気扇	1台
553. 洗濯槽	1台	554. 乾燥機	1台	555. 冷蔵庫	1台
556. 電子レンジ	1台	557. 食器洗浄機	1台	558. 掃除機	1台
559. 布団	1組	560. 枕	1個	561. 椅子	1個

- I. 外国人材との関係性構築
- II. 日本語や業務研修を実施するうえでの工夫
- III. 業務上必要になる車両免許について
- IV. (付録) 行政サポートの活用
- V. (付録) 空港グランドハンドリング用語集
- VI. (付録) 特定技能制度説明用リーフレット



ここからは実際の特定技能外国人を雇用した後の関係性を構築するために、すでに企業が実施している事例についてご紹介致します。実際に特定技能外国人を受け入れたあとの交流の一環として参考にしてください。

積極的な社内交流会の実施や地域交流の実施

【取組事例紹介】

当該事業者は技能実習生や特定技能外国人を受け入れており、外国人雇用の成功には外国人雇用を企業文化として浸透させることが重要と考え、積極的に外国人従業員と日本人従業員が交流できる場を醸成している。入社が決定した従業員へは**新入生歓迎会の実施と本人や本人の両親が希望する場合はオンラインにて両親との顔合わせや企業紹介を実施**している。また定期的に**社内パーティーを実施し、日本料理や外国人従業員の母国料理を振る舞い**、お互いの文化に関する理解も深めている。こういった積極的な交流機会を醸成することで、離職率の低減や日本語上達にも寄与している。

日本文化の発信・体験から国内での長期的な就業意欲を醸成する取組

【取組事例紹介】

当該事業者は地方ということもあり、従業員確保に苦戦した中、外国人材の活用に取り組はじめた。当初、採用を実施しても長期の就業を事業者側が希望していても本人からの申し入れによる離職も多かったことから何か社内で出来る取組を検討しよう考えた。**こまめな従業員相談会の実施に加え、生け花や茶道といった日本の伝統文化の体験や、地域の伝統工芸品の紹介機会を作り、外国人従業員が日本や居住地域を好きになってもらう環境作り**に取り組んでいる。現在では一定の成果が出てきており、外国人従業員からのリファラル（友人紹介）増加にもつながっている。

従業員が自ら自習しやすくするための教育環境や体制の整備

【取組事例紹介】

中小企業ということもあり、外国人材を受け入れ始めたが本人達の教育や生活支援にかける時間や人員を中々さけずにいた。また業務についても専門用語も多く、業務習熟度が思うように向上しないことも課題であった。そこで日本語能力の向上と生活も含めた**本人達の本音を聞き出せるように、外国人従業員との「交換日記」を実施**。面談にて実施していた際より、本人達も本音が伝えやすくなったことで就業や生活上でのトラブルを回避することにもつながっている。

関係性構築における取組で意識するポイント

① 異文化を受け入れる

② 交流する文化を作る

③ 日本での生活を好きになってもらう

POINT

あくまで一部の関係性構築に向けた取組事例であるが、記載のとおり**企業の規模や地方企業であっても積極的に取り組んでいる企業はたくさんあります。**まずは企業の中で**恒常的に取り組める施策から実施**していきましょう。

入社後はIで説明した通り、関係性を構築することも重要ですが、座学やOJTを通じていかに早期に職場環境に慣れ、業務を一人称で対応できるかが企業にとっても重要な要素になります。こちらのパートでは、日本語教育に関する基本的な考え方と、業務研修における工夫を説明致します。

●日本語教育について

支援計画にもある通り、特定技能外国人には日本語教育は必須であり、早期に職場環境や業務に従事するうえでも日本語教育に企業として取り組むことも重要となります。しかしながら、日頃の業務研修を実施していく中、限られた時間では日本語教育へ重点的に取り組めない事実も一方であると思います。今回はより効率的に日本語教育を進めていくためのポイントを説明致します。

① 地方自治体の国際交流協会が主催する「日本語教室」の活用

自社での日本語教育だけでなく**地方自治体が実施している「日本語教室」を活用する**のも一案です。ボランティア講師の方による座学や日本語スピーチによる実践的な練習まで実施しており、企業で取り組む日本語教育の習熟度を加速する形で対応が出来ます。
(※開催の有無や頻度は自治体によって異なるため、所轄の自治体にて確認ください)

② 本人達の自習を促す企業としての働きかけ

特定技能外国人を推進出来ている企業からのコメントとして、企業としての取組を推進していても本人達が自習的に学習する環境を醸成していかないと日本語能力の向上が見込めないことも明らかになっています。
教材の手配や課題提出形式の学習も取り入れることによって本人が自習に取り組める環境を作っていくことにも心がけましょう。

●業務研修（他教育支援含む）での対応に関する工夫

業務研修については、管理空港会社やエアラインによって業務オペレーションも異なるため、定型的な研修を実施するのが難しい状況にあると思います。よって業務上、特定技能外国人の習熟度向上に寄与出来る研修における工夫やツールの活用について御紹介いたします。

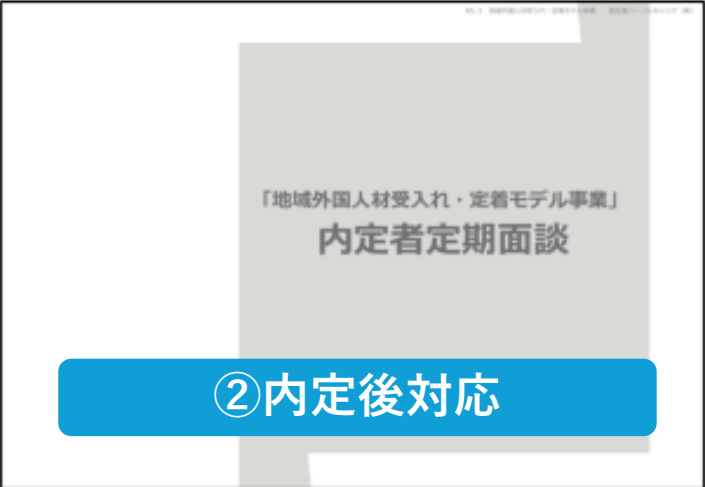
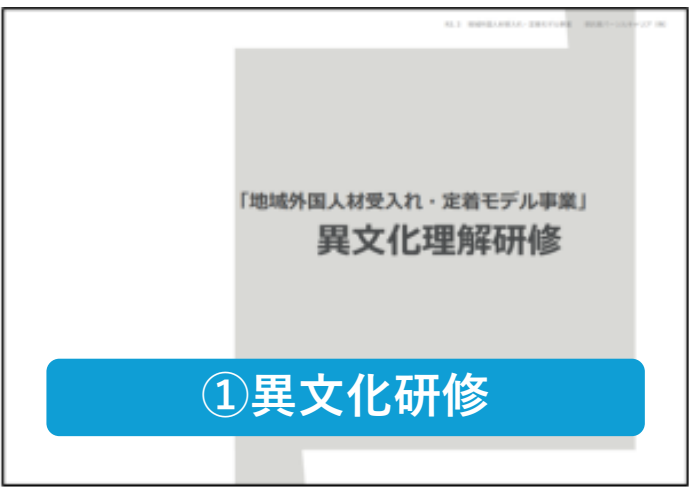
【工夫ポイント①】

・動画や写真を活用した視覚的に理解できる研修マニュアルの構築

【工夫ポイント②】

・外国人従業員同士のコミュニティの活性化（外国人コミュニティ内での自習教育の醸成）

【参考】定型研修マニュアルの活用



名称	読み方	意味	日本語読み
baggage (BAG)	バゲージ	手荷物	はげーじ
priority baggage (B/P)	ピー・ビー (プライオリティバゲージ)	優先手荷物	ピー・ビー
connection baggage (CONX)	コネクションバゲージ	乗り継ぎ手荷物	こねくしょん はげーじ
cargo (CGO)	カーゴ	貨物	かーご
pax (PAX)	パックス	お客様	ぱっくす
remain	リメイン	残り	りめいん
door side (D/S)	ドアサイド	カーゴドアの付近に置く手荷物、ヘビーストローラー、車イスなど	どあさいど
Loading sheet (L/D)	L/Dシート	ローディングシート (搭載確認書)	ろーでいんぐ しーと
wheelchair (WCH)	ホイールチェア	車イス	ほいーるちえあ
ship	シップ	航空機	しっふ
crew	クルー	キャプテン・コパイ・CA	くるー
show/up	ショーアップ	出発クルーやPAXが到着	しよーあっぷ
chock	チョーク	車輪止め	ちょーく
run way	ランウェイ	航空機が離着陸を行うための滑走路	らん うい
turn around time	ターンアラウンドタイム	飛行機が到着してから出発する迄の時間	たーん あらうんど たいむ
spot	スポット	駐機場	すぽっと
block in time (B/I)	ブロックインタイム	飛行機がスポットに入った時間	ぶろくく いん たいむ
block out time (B/O)	ブロックアウトタイム	飛行機がスポットを離れた時間	ぶろくく あうと たいむ
all station	オールステーション	搭乗室	ある すてーしょん
gas/up	ガスアップ	燃料補給	がす あっぷ
anti-collision	アンチコリジョン	衝突回避	あんちこりじょん
assignment	アサインメント	業務配属	あさいんめんと
maintenance	メンテナンス	保守	まへんていねんす
boarding	ボーディング	搭乗	ぼーどいんぐ

③グラハン基礎用語集

※①②についてはP15で共有した厚生労働省ホームページにてあわせてダウンロードが可能です。
③については当マニュアルの付録としてP21に記載しておりますので参照ください。

空港の制限区域内の走行には、「日本の公道を走行できる運転免許」が必要であるため、**ジュネーブ条約締結国における国際免許以外には日本の普通運転免許が必要**とされています。

日本の免許取得に向けて特定技能外国人をすでに雇用している企業では、免許取得をサポートする取組を実施している事例もあります。また日本の免許取得以外にも、「**母国免許の保有を条件に一部の試験免除が認められている外免切替**」を推進することも企業の事例から重要であると考えます。

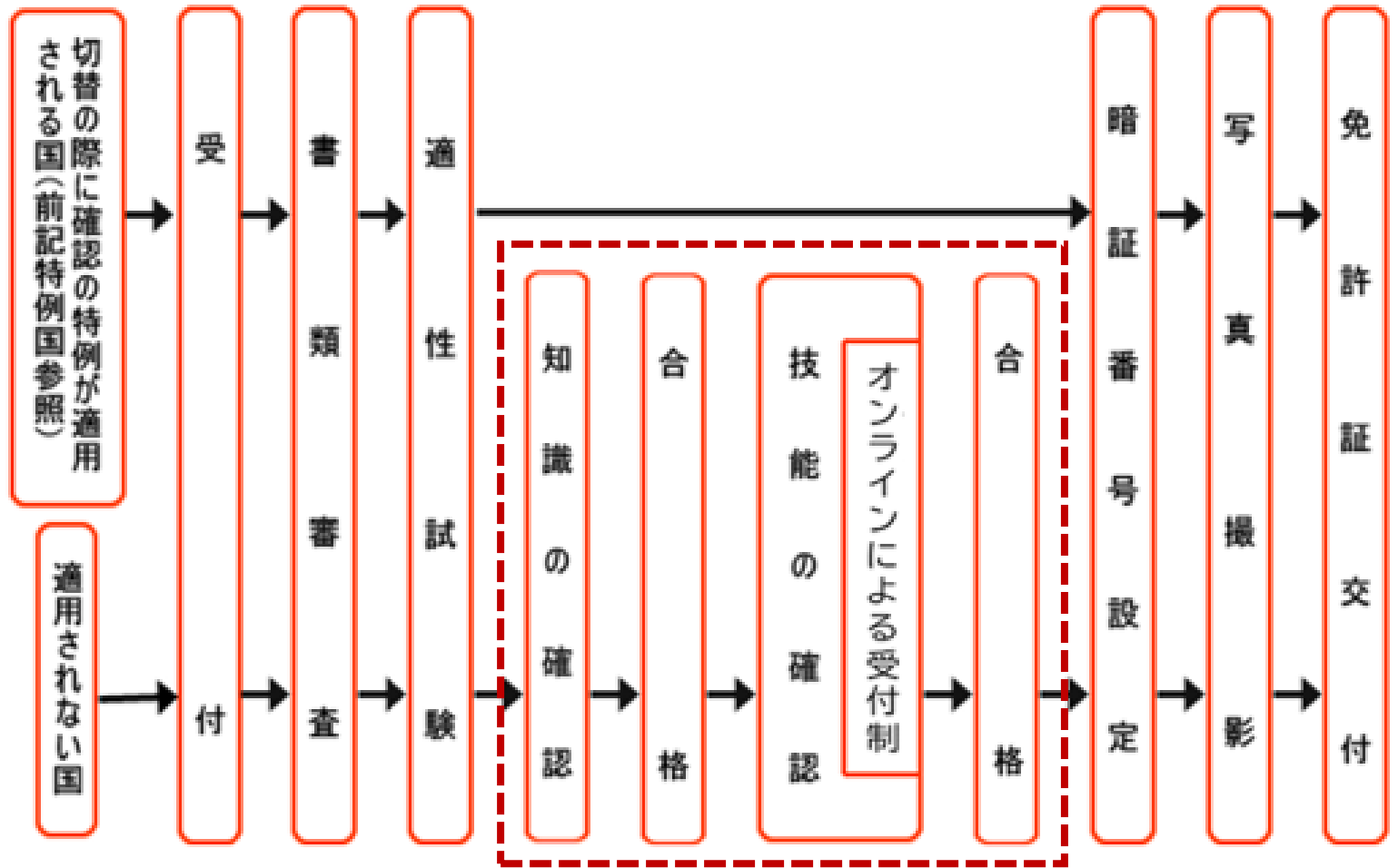
※ジュネーブ条約締結国で国際免許が適用できる諸国は以下警察庁ホームページを参照ください。

■ジュネーブ条約締結国一覧
<https://www.keishicho.metro.tokyo.lg.jp/menkyo/menkyo/kokugai/kokugai04.html>

【参考】外免切替とは

外免切替とは、有効な外国の運転免許証を持っており、かつ資格を満たしていれば日本でも、車両などの運転免許試験を一部免除して受験できるようになる手続き

【参考】定型研修マニュアルの活用



●外免切替適用時では図表の通り適正試験後の知識や技能における試験が免除させる形となります

●先進している特定技能外国人雇用企業における免許取得に関する取組

説明のとおり特定技能外国人を推進出来ている企業でも、国際免許取得者・外免切替にて対応している現状ではあるが、国内免許取得を推進している企業は下記のような取組を実施しております。今後の取組推進において、先進的な事例も是非参照ください。



- ①日本の交通ルールを中心に外国人材にわかりやすくするための動画作成
- ②免許試験の座学に出題される問題を対策するマニュアルの作成
- ③早期での免許取得に向けた「免許合宿」の活用
- ④実技試験に対策を目的とした社内実車訓練場の準備・訓練実施

運転免許センターの試験コースを練習場として貸し出しているケースもあります（車両貸し出しもあり）
（所轄の免許センターによって運用方法が異なるため、詳細は窓口へお問合せください）

ここまで特定技能外国人の受入れに向けた内容を説明してきました。
最後に行政が実施している受入れに対するサポート内容の事例をご紹介します。
サポートに関しては恒常的に実施しているわけではないため、あくまで**事例として確認頂き、
受入れの際に活用出来るものがあるかは所轄の地方自治体等のホームページをご確認ください。**

事例1：空港業務体制強化支援事業（人材育成の推進）

【補助金の内容】 航空・空港関連事業者による人材育成の推進に要する経費

- ・研修会場やPC・Wi-Fi等機器のレンタル（教育・訓練環境整備）
- ・座学研修を行うためのテキスト等の教材の購入（教育・訓練環境整備）
- ・社外講師への委託契約（専門スキル開発促進）
- ・大型特殊車両等の免許取得（専門スキル修得）

事例2：特定技能外国人受入モデル企業支援事業補助金

【補助金の内容】 特定技能外国人の円滑な受入や職場定着に必要な環境整備に要する経費

- ・技能試験対策・日本語教育にかかる経費
- ・地域との交流や体験に関する経費
- ・在留資格申請、支援計画の書類手続きや組織体制整備に係る経費
- ・住環境の整備に係る経費

事例3：外国人居住サポーター制度

外国人の民間貸借住宅等への住居を積極的に仲介・支援している団体や不動産店を「外国人居住サポーター」として登録してもらい、相談を受け付けているサポート専用のホームページにてサポーターの情報を公開もしている。

事例4：外国人材電動アシスト付自転車購入支援事業補助金

【補助金の内容】 要件を満たす電動アシスト付自転車の購入に要する費用

- 外国人材が免許を取得する際には一定の期間を要するため、取得までの通勤や私生活に係る移動手段として用意する自転車の購入を補助する補助金

■IV.（付録） 空港グランドハンドリング用語集

名称（めいしょう）	読（よ）み方（かた）	日本語読（にほんごよ）み	意味（いみ）
Baggage（BAG）	バゲージ	ばげーじ	手荷物（てにもつ）
priority baggage（B/P）	ビー・ピー（プライオリティバゲージ）	びーびー（ぶらいおりていばげーじ）	優先手荷物（ゆうせんてにもつ）
connection baggage（CONX）	コネクションバゲージ	こねくしょん ばげーじ	乗（の）り継（つ）ぎ手荷物（てにもつ）
cargo（CGO）	カーゴ	かーご	貨物（かもつ）
pax（PAX）	パックス	ぱっくす	お客様（きやくさま）
remain	リメイン	りめいん	残（のこ）り
door side（D/S）	ドアサイド	どあさいど	カーゴドア（かーごどあ）の付近（ふきん）に置（お）く手荷物（てにもつ）。ベビーストローラー（べすとろーらー）、車（くるま）イス（いす）など
Loading sheet（L/D）	L/Dシート	ろーでいんぐ しーと	ローディングシート（ろーでいんぐしーと）（搭載確認書（とうさいかくにんしょ））
wheelchair（WCH）	ホイールチェアー	ほいーるちえあ	車（くるま）イス（いす）
ship	シップ	しっぷ	航空機（こうくうき）
crew	クルー	くるー	キャプテン（きゃぷてん）・コーパイ（こーぱい）・CA（しーえー）
show/up	ショーアップ	しょーあっぷ	出発（しゅっぱつ）クルーやPAXが到着（とうちゃく）
chock	チョーク	ちょーく	車輪止（しゃりんど）め
run way	ランウェイ	らん うえい	航空機（こうくうき）が離着陸（りはっちゃく）を行（おこな）うための滑走路（かっそうろ）
turn around time	ターンアラウンドタイム	たーん あらうんど たいむ	飛行機（ひこうき）が到着（とうちゃく）してから出発（しゅっぱつ）する迄（まで）の便間（べんか
spot	スポット	すぽっと	駐機場（ちゅうきじょう）
block in time（B/I）	ブロックインタイム	ぶろっく いん たいむ	飛行機（ひこうき）がスポット（すぽっと）に入（はい）った時間（じかん）
bolck out time（B/O）	ブロックアウトタイム	ぶろっく あうと たいむ	飛行機（ひこうき）がスポット（すぽっと）を離（はな）れた時間（じかん）
all station	オールステーション	おーる すてーしょん	各部署（かくぶしょ）
gas/up	ガスアップ	がす あっぷ	燃料補給（ねんりょうほきゅう）
anti-collision	アンチコリジョンライト（アンコリ）	あんちこりじょんらいと（あんこり）	飛行機（ひこうき）の衝突防止灯（しょうとつぼうしとう）
assignment	アサイン	あさいん	自分（じぶん）の役割（やくわり）ポジション（ぽじしょん）
maintenance	メンテナンス	めんてなんす	修理（しゅうり）
boarding	ボーディング	ぼーでいんぐ	搭乗（とうじょう）
ground turn back(GTB)	ジーティービー	じーていーびー	地上滑走（ちじょうかっそう）する航空機（こうくうき）がスポットに帰還（きかん）すること
air turn back(ATB)	エーティービー	えーていーびー	飛行（ひこう）する航空機（こうくうき）が出発空港（しゅっぱつくうこう）に戻（もど）ること
divert(DIV)	ダイバート	だいはーど	航空機（こうくうき）が目的地（もくてきち）に着陸（ちゃくりく）できず、代替空港（だいたいくうこう）に着陸（ちゃくりく）すること
PBB	ピービービー	ぴーびーびー	搭乗橋（とうじょうばし）
cabin	キャビン	きゃびん	機内（きない）
final	ファイナル	ふあいなる	航空機到着（こうくうきちゃくりく）5分前（ふんまえ）
STA	Scheduled time of arrival	すけじゅーると たいむ おぶ あらいばる	時刻表（じこくひょう）に記載（きさい）される時間（じかん）。
ETA	Estimated Time of Arrival	えすていめいていっと たいむ おぶ あらいばる	実際（じっさい）に航空機（こうくうき）が他空港（たくうこう）を出発（しゅっぱつ）し、空港（くうこう）に到着（とうちゃく）する見積（みつ）もり時間（じかん）。
ATA	Actual time of arrival	あくちゅある たいむ おぶ あらいばる	実際（じっさい）に飛行機（ひこうき）が到着（とうちゃく）した時間（じかん）。

外国人労働者向け

日本では在留資格「特定技能」により 空港グランドハンドリング業務で働くことができます

特定技能とは、一定の専門性・技能を有し、
即戦力となる方を受入れる制度です



	特定技能1号	特定技能2号
在留期間	上限5年 (更新は1年・6ヶ月・4ヶ月ごと)	上限なし (更新は3年・1年・6ヶ月ごと)
技能水準	試験等で確認	試験等で確認
日本語能力水準	試験等で確認	試験等で確認は不要
家族の帯同可否	不可	要件を満たせば可能 (配偶者・子)
受入れ機関、または 登録支援機関による支援	対象	対象外

※特定技能1号を取得し、業務経験を積む中で熟練した技能が認められ2号を取得できることで
原則、在留期間に上限なく業務を続けることも可能です。(要件を満たせば家族帯同も可能)

空港グランドハンドリングの主な業務内容

①航空機地上走行支援
合図を出しながら
航空機の駐機場へ機体を
誘導したり移動させるお仕事

②手荷物・貨物取扱
お客様の手荷物や貨物の
仕分け作業、コンテナへの
積み込みを行うお仕事

③手荷物・貨物航空機搭降載
まとめた手荷物や貨物を
航空機へ移送・搭載するお仕事

④航空機内外清掃整備
航空機内の清掃や、機体の洗浄、機内の
用品補充を行うお仕事

試験合格から就業するまでの流れ



特定技能制度に関するよくある質問

Q&A

Q1

特定技能試験をうけたいが、日程はわからない。どこでわかりますか。

A

出入国在留管理庁のホームページや日本経済技術協会のホームページ（<https://exam.jaes.or.jp/>）に、試験開催の情報が掲載されています。

Q2

特定技能の在留資格を取得するためにはどうすればいいですか？

A

一般的に順序としては、希望の業種の技能試験を受けて合格して、日本語能力試験N4以上の試験を受けて合格し、特定技能外国人をうけいれてくれる企業をさがすことになります。

Q3

帰国した留学生が特定技能1号になれますか？

A

帰国していたとしても、なれます。ただし、働きたい分野（業種）の技能試験と日本語試験（日本語能力試験N4または国際交流基金日本語基礎テスト）に合格している必要があります。

Q4

特定技能1号は、日本滞在できる期間が最大5年間ですが、5年が終わって、ひきつづき日本にいたい場合はどうすればいいでしょうか。

A

日本人と結婚したり、その他の在留資格の基準を満たして在留資格の変更をする場合を除いては、基本的には帰国することになります。特定技能においては、2号の試験に合格することで、日本に滞在できる期間の上限がなくなります。

Q5

海外に住んでいますが応募できますか？試験を受けるために、ビザがもらえますか？

A

応募できます。日本へ短期滞在ビザで来日して試験を受けることもできます。

特定技能制度で企業から受けられる支援

特定技能制度では会社から日本で生活したり、働くときに様々なサポートを受けることができます

1

日本に来る時、国に帰る時の送り迎え

日本に来る時には、会社の人が空港まで迎えに来て、会社や家まで送ってくれます。また、あなたの国に帰る時には、会社の人が空港のセキュリティチェックまでついでに付き添ってくれます。

2

住む家の準備・電気やガスの契約のサポート

会社の人が住む家の保証人になってくれたり、会社の家（社宅）を買ってくれます。また、最初の口座を作ったり、携帯電話や、電気・ガスの契約を手伝ってくれます。

3

生活のためのオリエンテーション

会社の人が日本のルールやマナーを教えます。また、バスや電車の乗り方、地震などが起きた時どうしたらいいか教えます。

4

市役所の手続などへの付き添い

会社の人が市役所や税金などの手続に付き添ってくれます。また、手続の書類を書く時も手伝ってくれます。

5

日本語の勉強のサポート

会社の人が日本語を勉強するための学校の案内などをしてくれます。

6

相談・苦情などのミーティング

困ったことがあったら、あなたの国の言葉で、相談をすることができ、アドバイスがもらえます。

7

日本人とのコミュニケーション

会社の人が、近くのお祭りにいく案内をしてくれたり、近くの日本人とお話しする機会を作ってくれます。

8

ミーティング（3か月に1回より多い）

会社のサポートのリーダーと定期的にミーティングをします。もし仕事の問題があれば相談することができます。

In Japan, you can engage in the ground handling service at airport with the status of residence for "Specified Skilled Worker".

For Foreign Workers

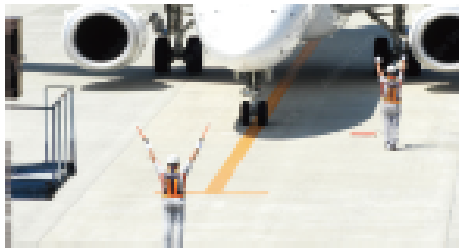
The specified skilled worker is system under which organizations accept foreign nationals with a certain level of expertise and skills as ready-to-work workers.



	Specified Skilled Worker (i)	Specified Skilled Worker (ii)
Period of stay	5 years in total (Renewal is every 1 year, 6 months and 4 months)	No upper limit (Renewal every 3 years, 1 year and 6 months)
Skill Levels	Evaluated by tests, etc.	Evaluated by tests, etc.
Japanese Language Proficiency Levels	Evaluated by tests, etc.	Evaluation by tests, etc. is not required
Duration of family member's stay	not allowed	Possible if requirements are met (Spouse, Children)
Support by accepting organizations or registered support organizations	Eligible	Not eligible

If a specified skilled worker (i) acquires proficient skills through work experience and is recognized as a specified skilled worker (ii), it is, in principle, possible to continue working without an upper limit on the period of stay.
(Possible to be accompanied by family members, if requirements are met)

Main operations in the ground handling service



1. Aircraft support on ground

Guiding and removing an aircraft to the aircraft parking area while giving signals.



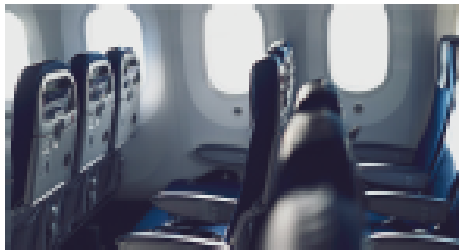
2. Baggage and Cargo Handling

Sorting and loading customer's baggage and cargo into containers.



3. Loading Baggage and cargo onto aircraft

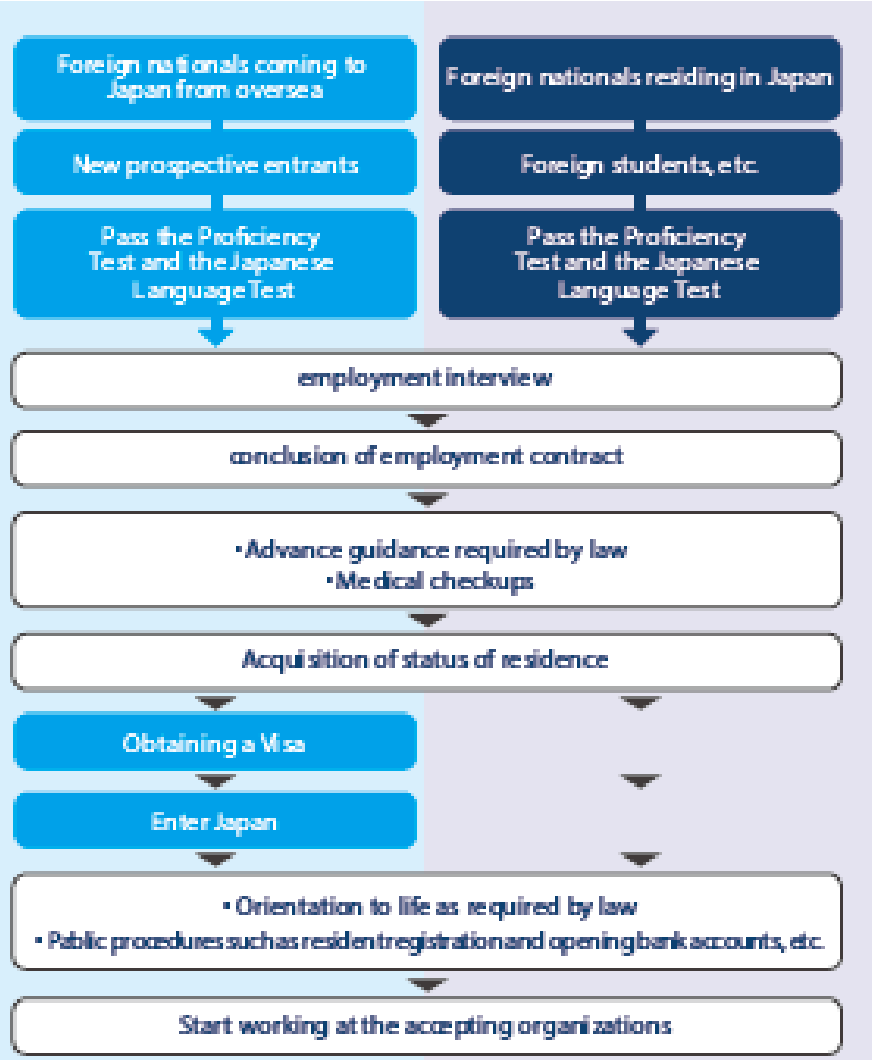
Work to transfer baggage and cargo and load them onto aircraft.



4. Aircraft cleaning

Work to clean the aircraft, wash the fuselage, and replenish supplies in the cabin.

Overview of flow to start working in Japan



Frequently Asked Questions about the Specified Skilled Worker System

Q&A

Q1 I would like to take specified skilled worker test, but I don't know the schedule. How can I find it?

A You can find examination-related information including the test schedule on the website of Immigration Services Agency and also the websites of Japan Aeronautical Engineers' Association. (<https://exam.jaea.or.jp/>).

Q2 What do I have to do in order to obtain a specific specified skilled worker visa?

A As a general order, you would first take and pass both the proficiency test and the Japanese language proficiency test N4 or higher, and after that, search for companies that will accept specified skilled foreign workers.

Q3 Can a foreign student who has returned to his/her home country become a Specified Skilled Worker (i)?

A You can become one even if you have returned to your home country. However, you must pass both the proficiency test and the Japanese Language Proficiency Test (JLPT N4 or the Japan Foundation Test for Basic Japanese).

Q4 What should I do if I want to continue to stay in Japan after completing 5 years under the Specified Skilled Worker (i)?

A Unless you marry a Japanese national or meet the other criterias for status of residence and wish to change your status of residence, You will basically return to your home country. In case of a Specified Skilled Worker (i), if you pass the Specified Skilled Worker (ii) examination, the limitation of the period of stay in Japan will be removed.

Q5 I live overseas, can I still apply? Can I get a visa to take the test?

A You can apply. You can also come to Japan with a Temporary Visitor Visa and take the exam in Japan.

Available supports from accepting organizations under Specified Skilled Worker System

Under the Specified Skilled Worker System, you can receive various supports from the accepting organizations for living and working in Japan.

1

Pick-up and drop-off when entering and leaving Japan

When you come to Japan, staffs from the accepting organization will pick you up at the airport and take you to your office or residence. They will also escort you to the security check gate at the airport when you return to your country.

2

Preparation of a house to live in, support for electricity and gas contracts

The accepting organization will act as a guarantor for the house you live in or will rent you organization's housing. They also assist in opening a bank account and signing contracts for cell phone, electricity, and gas, etc.

3

Orientation for living

The accepting organization will teach you the rules and manners for living in Japan. They will also teach you how to take the bus, use the telephone, and what to do in the event of a disaster such as an earthquake.

4

Accompaniment to city hall procedures, etc.

Staffs of accepting organization will accompany you to city hall, tax office, etc. They also assist you in filling out the procedural documents.

5

Japanese language study support

The accepting organization will provide you with information on schools where you can study Japanese.

6

Meetings for consultations and complaints

If you encounter any issues, you can consult in your native language and receive advice.

7

Communication with Japanese

The accepting organization will guide you to nearby festivals and give you opportunities to talk with Japanese neighbors.

8

Regular meetings (at least once every three months)

The leader of accepting organization's support team will meet with you on a regular basis. If you have any work-related issues, you can consult with that person.